

津山市建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の規則等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）167条の10の2（令第167条の13により準用される場合も含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象となる工事)

第3条 総合評価落札方式の対象となる工事は、津山市建設工事一般競争入札実施要綱（平成11年津山市告示第89号。以下「一般競争入札実施要綱」という。）の対象となる工事で、次の類型に該当する工事の中から、津山市建設工事等入札指名委員会規程（昭和57年津山市訓令第12号）第1条に規定する津山市建設工事等入札指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審査を経て選定するものとする。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が特に小さい工事で、同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画、同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、(2)に加え、安全対策、交通や環境への影響及び工期の縮減等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、(3)に加え、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(入札手続)

第4条 総合評価落札方式により入札を実施するときは、この要領によるものとし、この要領に規定がないときは、津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号。）及び一般競争入札実施要綱の規定によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、電子入札で入札を行なう場合は、津山市電子入札実施要領（平成21年4月1日施行。以下「電子入札実施要領」という。）、事後審査型制限付き一般競争入札（以下「事後審査型制限付」という。）として入札を実施する場合にあっては、津山市事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成24年4月1日施行。）の規定によるものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第5条 総合評価落札方式の実施にあたり、当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、令167条の10の2第4項の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（技術評価委員会の設置）

第6条 総合評価落札方式を実施する場合において、価格以外の技術的な要素の審査及び評価等を行うため、津山市総合評価落札方式技術評価委員会（以下「技術評価委員会」という。）を設置する。

2 技術評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は契約監理室長を、副委員長は契約参事をもって充て、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員は、検査参事（検査主幹）及び設計審査主査並びに当該建設工事の施工担当の課長をもって充てる。

（入札時に必要な資料）

第7条 価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を入札参加希望者から提出させることとし、提出された技術資料は返却しないものとする。

2 提出期限以降における技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。

3 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

（落札者決定基準）

第8条 総合評価落札方式を実施する場合には、評価基準、評価の方法その他の基準からなる落札者決定基準を定めるものとする。

（入札の公告）

第9条 総合評価落札方式で入札を実施する場合は、他に定めるもののほか、津山市契約規則第6条第1項の規定に基づく公告（以下「公告」という。）に次の事項を定めるものとする。

（1）総合評価落札方式である旨

- (2) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (4) その他指名委員会が必要と認める事項

(評価基準)

第 10 条 評価基準は、次のとおりとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合評価落札方式の類型及び工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

各評価項目の得点を合計したものを加算点とし、加算点は 10 点から 30 点までの範囲内で定めるものとする。

(4) 標準点

技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点として 100 点を与える。

(評価の方法)

第 11 条 価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、標準点に加算点を加えたものを当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(落札者の決定)

第 12 条 次の要件に該当する者のうち評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。

(2) 最低制限価格が設けられている場合は、入札価格が最低制限価格以上であること。

(3) 低入札調査価格制度の対象となっている場合にあっては、入札価格が低入札調査価格以上であること。または、低入札調査価格未満の入札価格であって、工事に関する低入札調査価格制度の取扱い要領に基づく低入札調査の結果、調査条件(基本方針)をすべて満足していると契約審査委員会が決定していること。

2 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者及び次順位者を決定するものとする。ただし、入札を電子入札で行なった場合は、電子入札実施要領による電子くじと同様の方法により落札者及び次順位者を決定するものとする。

(入札の無効)

第 13 条 技術資料等を提出しない者が行った入札又は技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

(総合評価結果の公表)

第 14 条 落札者を決定したときは、速やかに落札者に対しその旨を通知するとともに評価値等を含む当該入札結果を公表するものとする。

（落札者とならなかった者に対する理由の説明）

第 15 条 入札参加者で落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して 3 日以内（休日を含まない。）に、書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

2 前項の規定に基づき説明を求められた場合は、当該書面の提出期限の翌日から起算して 5 日以内（休日は含まない。）に書面により回答するものとする。

（技術提案内容の履行の確保）

第 16 条 契約の締結にあたり、落札者が提示した技術提案等については、設計図書の一部とする。

2 請負者の責めに帰すべき事由により、前項の規定により設計図書の一部となった提案内容が履行されず、かつ、再度の施工が困難又は合理的でないと認めるときは、工事成績評定の減点、契約金額の減額等を行うことができるものとする。

3 前項に規定する内容は、公告に記載するものとする。

（技術資料等の取扱い）

第 17 条 総合評価に関する審査結果を除き、入札参加者から提出された技術資料等については、公表しないものとする。

2 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りでない。

（事後審査型制限付として実施する場合の取扱い）

第 18 条 事後審査型制限付として入札を実施する場合にあっては、本要領中「落札者」を「落札候補者」と読替えるものとする。

（その他）

第 19 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。